

飲食施設営業参加について

会場内で飲食物の販売を行う者を飲食施設営業参加者（以下営業参加者という）と呼びます。

営業参加者はイベント開催の趣旨に賛同し、実行委員会（以下「委員会」という）による承認を得て、運営事務局（以下事務局という）の指示に従うものとします。

申込について

営業参加を希望する場合は「営業参加者申込書」に必要事項を記入の上、「販売品目申請書」と合わせて運営事務局までご提出ください。営業参加者の決定は委員会の審査後、事務局よりご連絡いたします。（提出書類1.2.3.）

申込者の資格

営業参加者は、個人、法人、組合等の団体又は、それらの連合体のいずれでも申し込むことができます。ただし、営業参加者（申込者、営業従事者及び法人、組合等の団体または連合体の代表者、役員もしくはそれに準ずる者等）が次の各号の一に該当する場合は申し込みをすることができません。

- （１）成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
- （２）破産宣告を受け復権していない者
- （３）銀行取引停止処分を受けている者
- （４）懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わって５年を経過していない者
- （５）禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者
- （６）申し込み業種について３年以内に行政処分を受けた者
- （７）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しないものを含む）、暴力団準構成員又は暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）に該当すると認められる者。
- （８）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

上記を証明するために申立書に代表印を押印し提出してください。

（提出書類6）

屋号と販売品目について

会場内の各営業店舗における飲食物の販売にあたり、屋号、販売品目等を露出し実施できます。ただし、営業参加者名以外の特定企業名、商品名については委員会が露出を制限する場合があります。くわしくは事務局までお問い合わせください。

販売品目は営業参加者の申請後、会場全体の調和を考慮し委員会で審査を行い、事務局より決定の案内をします。営業参加者はあらかじめ販売品目を事務局まで申請してください。（提出書類3）

尚、会場内での飲料の販売については指定があります。区悪しくは事務局までご確認ください。

営業可能期間について

営業可能期間、時間は下記の通りです。

2025年（予定/変更となった場合は速やかにご連絡します。）

8月16日 12:00～20:00

8月17日 12:00～20:00

上記期間及び時間外の営業はできません。営業時間を厳守してください。
全て完売となった場合でも閉店、撤去作業は行わないでください。

販売窓口

お客様が使用できるアルコールスプレーの設置をし衛生的に実施してください。

キッチンカー（Kカー）について

Kカーは営業参加者にてお持ち込み、**愛知県内での飲食店営業許可**を取得した車両としてください。車検証、飲食店営業許可証をスキャンしてご提出ください。（エントリー時）

提出書類

営業参加者は「食品取扱い関係施設調査票」に記入し事務局まで提出して下さい。
（提出書類4）

試食について

試食を希望する場合は事務局までお申し出ください。保健所、事務局の許可がない飲食販売及び試食は行わないでください。
また衛生面において危険と感じた場合は、事務局より改善の指示を出す場合があります。

廃棄物について

廃棄物は全てお持ち帰りください。
事務局が設置するお客様用のゴミ箱の中の廃棄物は事務局が処理します。

ブース内のレイアウトについて

- ・営業参加者はKカー内のレイアウトを仕様書に記入し事務局ご提出ください。
- ・Kカーの車内に営業に関わるものを全ておさめてください。（提出書類5）
- ・Kカー側面及び背面に、資材・ゴミ・荷物などを置かないでください。
- ・ご提出頂きましたレイアウトに不都合・不備があった場合は改善して頂きます。各種改善の指示に従って頂けない場合は事務局は当該営業参加者の費用にて改善、処理する場合があります。あらかじめご了承ください。

● 電気について

- ・ブース内で使用する電力は事務局が会場全体を一括し用意します。24時間通電は原則行いません。必要な場合は、事務局までご相談ください。（別途有料）
- ・供給量はKカー1台につき100 v /1.5 k w までです。これを超える場合は別途ご負担いただきます。
- ・営業参加者が発電機などを持ち込んで行う行為は安全/防災管理上お断り致します。
- ・その他、防災規程記載内容をご確認ください。（P8.9参照）

ガスの使用について

ガスはプロパンガスのみ使用可とし、事務局の指定する安全基準を厳守して頂きます。防災規程ガス配管の記載内容をご確認いただき、事前に必要書類を提出してください。（P8.9参照）

装飾について

事前に外装がわかる資料をご提出ください。

安全に対する配慮

販売物の展示などによって人体に損害を与える恐れのある場合は、防災規程を厳守し十分な防護策を講じてください。営業参加の内容及び各種行為などに伴って発生する臭気・騒音・振動が来場者及び他の営業参加者に影響を及ぼすと事務局が判断した場合、改善の指示をします。一定時刻を経過し改善されない場合は、事務局が改善の諸作業を行います。その費用の全て及び管理費を当該営業参加者に負担して頂きます。

保安機器の設置

事務局では会場各所に安全対策として、保安機器を設置する場合があります。設置場所によっては営業参加者のKカー付近に専用の支柱を取り付ける場合があります。あらかじめご了承ください。

搬入/搬出スケジュールおよび車両の使用について

Kカーの搬入、搬出は下記時間内をお願いします。

8月16日 10:00～12:00

8月17日 10:00～12:00

会場内では来場者の通行を最優先し、他の車両及び関係者の移動に影響を及ぼさないよう、譲り合って移動してください。

Kカーの設置位置は事務局の指示に従ってください。

会場内での走行

会場内に車両で進入する場合は、会場入り口で係員の指示に従い、通行可能場所のみを通行し、時速5 k m以下の徐行運転をお願いします。

駐車場

Kカー以外の車両について、会場内に駐車場はありません。会場周辺は駐車禁止です。ご注意ください。

納入業者、運送会社による車両の進入

会場内に納入業者、運送会社による車両の進入については営業参加者と同様となっております。時間外の進入はできません。

運送業者などで会場に荷物を送る場合

営業参加者でご手配ください。あらかじめ運送業者に時間の指定をし、現地で営業参加者が受け取り、発送するようご対応願います。

尚、通電時間は各種工事の進行により多少遅れる場合があります。

配送を手配される際の注意事項

会場内は混雑する可能性があります。分けて時間指定などを行い、搬入頂けますようお願い致します。

会場の住所

配送を手配される場合の現地の住所は下記の通りです。

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3丁目31久屋大通公園光の広場

台車での搬入

車両による搬入ができない時間は台車を使用して搬入する事ができます。

ただし、会場内が混雑している場合は営業参加者が台車を先導して安全を確保し搬入して下さい。

特に主導線を混雑時に台車による搬入をする場合は誘導なく台車を使用する事を禁止します。事故防止に努めてください。

従業員

お客様に対して、当祭の趣旨に沿う接遇（おもてなし）を心がけていただきます。
設営、撤去、運営のすべてにかかわる従業員は当祭の趣旨を理解し各作業にふさわしい、清潔感のある服装で従事し、飲食販売店舗としてふさわしい発言、行動をしてください。事務局がふさわしくないと判断した場合は会場から退場いただきます。

販売方法

来場者の安全の確保のため、また食品を安全に販売して頂くため、営業参加者は屋根のない外に出て販売する事はできません。必ず屋根のある場所で販売して下さい。
客席まで商品を運ぶサービスは原則禁止とさせていただきます。やむを得ず行う場合は来場者の往来に十分注意し、ブース前に待機することなく、速やかに行ってください。
事務局が改善の兆しがないと判断した場合は客席まで運ぶ行為の一切を禁止します。

行列対策

自店のお客様の行列については事務局に指示に従い、会場のお客様導線、他の店舗の前を長時間(30分以上/会場が混雑している場合は15分) 占有することのないようにしてください。改善されない場合、事務局は販売の一時中止を指示します。行列に整理のための要員及びサインは全て営業参加者にてご用意ください。用意できない場合は事務局にて行いますが、発生した経費は全て営業参加者にご負担いただきます。

会場の管理

事務局は細心の注意を払い、会場の管理保全にあたりますが、万一、天災など不可抗力による損失もしくは盗難、紛失、その他会場内外で発生した事故に対してその責任を負いかねます。営業参加者自身で任意保険に加入頂くことを参加条件とさせていただきます。

Kカー内及び周辺の清掃

Kカー内及び周辺の清掃は営業参加者にて行ってください。床面の汚損は必ず清掃して下さい。清掃が不十分と事務局が判断した場合は清掃の指示をします。

会期中の呼び出し

会期中の外部からの電話による呼び出しアナウンスは行いません。

取材等の制限

営業参加者が会場内で報道機関等の取材を受ける場合は、事前に事務局の許可を得るものとします。

床面工事

会場床面は特殊舗装のため、アンカーボルト等の床面への直接固定は禁止します。
床面は汚損せず、シートなどで養生してください。

設営/搬出時の各種工事作業にあたって

会場内で作業される場合には身分証を携帯してください。
車両は通行証をフロントガラスの見やすい位置に提示し、徐行運転に努めてください。
フォークリフト、クレーン等の資格の必要な作業は、必ず有資格者以外は、従事させないようにしてください。
会場内での加工は出来るだけ最小限にとどめ、作業効率の向上に努めてください。
出展物、装飾物はブースエリア内に限ります。通路その他を使用することは出来ません。
看板、展示用設備など強度等を十分に考慮し、転倒や転落の恐れがない構造にしてください。強度等が不十分と事務局が判断した場合、補強、変更、撤去等の指示を出す場合があります。
作業時間はあらかじめ運営事務局に申し出てください。作業時間の延長は別途時間外作業料のご請求を致します。

● 電気について

営業参加規程に基づき、Kカー内で使用する電力はすべて事務局が用意します。営業参加者が発電機などを持ち込んで行う行為は安全管理、防災管理上お断りさせていただきます。

電気用品

電気用品は規格適正品を使用してください。高電圧ネオンの使用は禁止します。
人が触れる恐れのある機器または対地電圧が150Vを超える機器は必ず接地工事を施して頂きます。
白熱電球、抵抗器、その他の熱を発する機器は、可燃材と接触したり、また可燃物を過熱する恐れのないよう設置してください。
設置、使用にあたって火災の防止、人体または財物の損傷その他の事故予防に万全の注意を払ってください。

電気の送電・保護設備

電気の供給は営業時間と前後1時間程度とし、逐次送電します。
営業終了後は毎日Kカー内のメインスイッチを切ってください。
電源異常および事故による停電、または電圧降下のため機器を損傷した場合、事務局はその責任を負いません。
営業参加者は事故防止のために十分な保護装置を施してください。

給排水

営業参加者の申し込みにより、機器までのつなぎ込み工事を事務局にて実施します。期日までに平面図に器具表を付け、給排水接続箇所を明記しお申し込みいただけないと供給が出来なくなりますのでご注意ください。

防災

防災合板に厚い布、ひだのある紙類を装飾貼付する場合は防災性能を有する物を使用下さい。ただし、薄い布紙を防災合板に完全密着して使用する場合を除きます。火花を発する装置の使用は禁止です。カーテン、クロス、幕類、布類、その他の装飾材で可燃性のものは全て防災処理済みのラベルの付いたものを使用してください。一部の貼付け、釘打ちなどは防災合板と一体とみなされませんのでこれについても防災処理が必要です。※防災ラベルはカーテンなどの防災物品ひとつひとつに付けてください。尚、そのラベルは（財）日本防災協会発行のものに限ります。発泡スチロールなどの石油化学製品（ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、燃え易い化学繊維）は使用できません。敷物（カーペット等）は必ず防災処理済みのものを使用し、防災ラベルがついているものにしてください。この処理が行われていない場合は撤去していただくことがあります。消防法の防災表示制限により展示合板、カーペット、カーテン類には防災ラベルが貼付されたもの以外は使用できません。ブース用の合板ベニヤは勿論のこと、営業参加者の小間内装飾の展示用合板、繊維板は厚さに関係なく全て防災合板を使用してください。

裸火の使用制限

営業参加者のKカー内での裸火の使用は事前に運営事務局に許可された場合のみとします。許可されていない部分、共有部での裸火の使用は一切禁止します。裸火とは気体、液体、固体燃料を使用する火気器具などで、炎、火花を発生させるもの、または発熱を外部に露出する物をさします。電気を熱源とする器具で、発熱部が赤熱して見える物（電気コンロ、電熱器なども含む。ただし、発熱部が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、電気フライヤーなどはのぞく）及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、着火する恐れのあるものは裸火に含まれます。

ガス（プロパンガス）について

営業参加者がプロパンガスを持ち込み使用する場合は、法律に基づき、許可されている事業者名を事前に明示し、そこからの購入及び接続をされた場合のみ可能とします。この場合、営業参加者は持ち込み量、機器の仕様、接続方法を別途ご提出ください。関係各所の指導により改善すべきと運営事務局が判断した場合はその指示内容に従っていただきます。事務局は営業参加者が手配する事業者について、提出された書類や過去実績を鑑みて施工/供給をお断りする場合があります。その場合は事務局指定会社で実施して頂きます。尚、期日までに申し込みのない場合はプロパンガスの供給はできませんのでご注意ください。工事費と燃料使用料金につきましては詳細確定後別途お見積もり致します。

その他

その他本規約に記載されていない事項に関してはあらかじめ事務局の承認を得て下さい。承認のない行為に関しては発生後運営事務局よりその作業の中止及び撤去の指示を出す場合があります。

出店確定について

営業参加者は本規約を厳守することを約束し各書類を期日までに提出してください。

営業参加に関しては必要書類提出後、委員会にて審査致します。

審査結果は事務局よりご連絡いたします。

協賛金

協賛金とはイベント主催者側(ダンスコネクション)がどまつり事務局に支払う費用です。キッチンカー出店者が支払う費用ではありません。

委員会が示す協賛金をい支払ってください。

ご入金後の返金は致しません。ご了承ください。

尚、振込手数料は全て営業参加者負担となります。

また協賛金の入金事務局が別途定める指定日までにお支払い頂きます。

指定日までに入金がない場合は即時に営業参加を取り消し、次年度以降の参加を拒否させて頂く場合がございます。

予めご了承ください。

その他注意事項

禁止事項

下記に該当する行為を禁止いたします。

- ・Kカー前面など、区画外の使用は禁止します。混雑時はスタッフが出て導線の妨げになる行為は禁止です。造作物、その他什器備品の設置については、事務局の指定範囲内のみとします。他店に迷惑をかけないように行ってください。
- ・事務局への申請、または許可なくKカーでのPR活動や来場者の導線を作る行為などを営業参加者の独自の判断により行う行為を禁止します。
- ・営業参加者の独自の判断でKカーの側面の開放やレイアウトを著し変更する行為を禁止します。暑さ対策を側面、背面の開放等で対処せず、事前にスポックローの設置などの対策を施してください。
- ・Kカー外部での調理行為、その他食材の設置の他、不衛生であり景観を損なう行為、騒音となる行為を禁止します。
- ・周囲の営業参加者ならびに来場者の迷惑となる物品の持込を禁止します。
- ・事前に申請の無い火気の使用、危険物の使用、持ち込みは一切禁止させていただきます。(申請のないガスボンベ、燃料、その他危険物)
- ・営業参加者が他のブースを撮影することを禁止します。自身が占有するKカーのみとして下さい。
- ・会場内等において、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、不当な要求行為または、脅迫的な言動、もしくは暴力を用いる行為を禁止します。
- ・既設の床面を汚損、破損させないでください。汚損の場合はその内容に応じて清掃費をご請求します。(参考例：油シミ10cm四方1カ所につき36,000円/税別)

上記に該当する行為があった場合、事務局は当該営業参加者に何ら通告することなくKカー前に強制的にバリケードを設置、営業参加の一時もしくは終日、場合によっては会期終了まで中止にする場合があります。また、この行為について、必要な経費及び管理費の全てを当該営業参加者にご負担頂きます。尚、何らかの問題が生じ、営業参加者と委員会/事務局との協議の中、解決に結び付かないと委員会が判断した場合、側時営業参加の中止及び来期以降の営業参加の拒否をさせて頂く場合があります。

免責事項

財団は天災、そのほか不可抗力の原因により会期を変更、または開催を中止・中断する事がありますが、これによって生じた営業参加者の損害を補償いたしません。金銭・販売などに関するトラブル、開催時間内外で発生した盗難・破損に関して、事務局は責任を負いかねます。夜間警備が必要な場合は、事務局に申し出て、営業参加者にてご手配ください。

その他

飲食施設運営に関する営業参加規約、補則、参考資料を合わせてご確認ください。

上記内容の厳守及び変更

営業参加者、その従業員及び関係者は、この規程の内容を厳守しなければなりません。事務局はやむを得ない理由がある場合、本規程を変更する場合があります。

事務局問い合わせ先

事務局問い合わせ先

ご質問、お問い合わせなどは下記までお願いします。

メール info@grasp-dance.com

電話 0561 - 42 - 4477

担当 原島